

令和4年度北栄町防災会議 次第

日時 令和5年3月15日(水)
午後1時30分～
場所 大栄農村環境改善センター
大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

(1) 令和4年度 災害等対応状況について・・・資料No.1

(2) 令和4年度 町防災事業の実施状況について・・・資料No.2

5 協議事項

(1) 北栄町地域防災計画の見直しについて・・・資料No.3

(2) 令和5年度 町防災事業(取組予定)について・・・資料No.4

6 意見交換

(1) 北栄町防災への意見・要望等について

(2) その他

7 その他

8 閉 会

北栄町防災会議委員名簿

(任期：2022年3月18～2024年3月17日)

機 関 名	職名	氏 名	代理出席者	備考
北栄町	町長	手 嶋 俊 樹		会長
国土交通省倉吉河川国道事務所	所長	藤 原 年 生	副所長 丸下 淳一	1号委員
鳥取県中部総合事務所 県民福祉局	局長	小 林 信 司		2号委員
倉吉警察署	署長	山 本 明 義	警備課長 田口 誠	3号委員
北栄町	副町長	岡 本 圭 司		4号委員
北栄町	総務課長	磯 江 昭 徳		〃
北栄町	産業振興課長	清 水 直 樹		〃
北栄町	福祉課長	小 澤 靖		〃
北栄町	地域整備課長	手 嶋 寿 征		〃
北栄町	教育総務課長	中 原 浩 二		〃
北栄町教育委員会	教育長	職 務 代 理 徳 岡 幸 裕		5号委員
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	局長	前 田 輝 彦	琴浦消防署長 山本 耕二	6号委員
北栄町消防団	団長	川 口 美 記 也		7号委員
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	小 川 原 秀 哉		8号委員
中国電力ネットワーク株式会社 倉吉ネットワークセンター	所長	小 畑 誠		〃
鳥取中央有線放送株式会社	管理部総合戦略室長	加 登 脇 有		〃
自主防災組織代表	国坂自治会長	野 嶋 政 晴		9号委員
鳥取県自主防災活動アドバイザー	アドバイザー	長 谷 川 孝 司		〃
北栄町大栄赤十字奉仕団	委員長	勝 田 初 美	防災部 澤住 六津恵	10号委員
北栄町北条赤十字奉仕団	委員長	野 嶋 恵 美 子	副委員長 脇坂 みどり	〃
北栄町社会福祉協議会	総務・地域福祉係長	秋 草 ゆ み 枝		〃
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	所長	青 亀 千 弘	事務員 米塚友哉	〃
北栄町	健康推進課長	吉 岡 正 雄		〃

事務局

北栄町総務課情報防災室	室長	浜 本 昭 人		
北栄町総務課情報防災室	副主幹	田 熊 勝 美		

令和4年度 災害等対応状況について

●9/6 台風11号

暴風警報:警戒体制(1) 6日 3:48~14:53

被害:農道倒木被害、農業施設、農作物被害

●9/19 台風14号

大雨警報:警戒体制(1) 19日 6:16~19日 9:00、19日 20:00~20日 4:15

警戒体制(2) 19日 9:00~19日 20:00 暴風域通過見込のため

被害:被害なし

●1/24 からの大雪

大雪警報:警戒体制(1) 24日 13:20~25日 11:09

被害:被害なし

●1/27 からの大雪

大雪警報:警戒体制(1) 28日 12:28~28日 15:54

被害:停電、断水

令和4年度 町防災事業の実施状況について

- 1 北栄町総合防災訓練 (9月4日(日) 8:30~12:00、水害・土砂災害)
大栄農村環境改善センター
訓練内容
ア 避難所への避難訓練(避難指示発令)
イ 感染症対策避難所運営訓練
ウ 自治会との避難情報連携訓練
エ 防災講演会 「いのちを守る防災気象情報」 鳥取地方気象台
オ 炊き出し訓練 → 備蓄品(カレーライスセットと水)の配布訓練
カ その他 消防団巡回訓練、B&G事業機材・災害備蓄品の展示
- 2 防災研修会
 - ・北栄町自立支援協議会「避難基準避難時の心得」研修会 (R4.10.4)
 - ・北条中学校1年生防災フィールドワーク (R4.9.16)
B&G海洋センター避難所、木質バイオマスボイラー、救助艇体験
 - ・職員避難所開設訓練 パーテーション・ベッドの設営・配置 (R5.1.19)
- 3 自主防災組織への助成
 - ・自主防災組織育成交付金(訓練活動、訓練用消耗品購入等)
延べ 45自治会、助成総額 922,511円 (R5.3.1現在)
 - ・防火防災器具等整備交付金(防火防災器具購入)
延べ 46自治会、助成総額 2,002,200円 (R4.3.1現在)
- 4 防災士の育成
防災士資格取得に必要な研修受講費や資格試験受験料の費用を町が負担。
 - ・R4年度資格取得 12名 (合計53名)
- 5 備蓄品の購入
 - ・購入品目
避難所用【簡易テント10基、ベッド10台】
手指消毒液、保存水など連携備蓄品(保存水(500ml)1,152本、毛布80枚)
- 6 防災拠点設置等事業(B&G財団による助成3,000千円を活用)
 - ・特別教育(整地等)修了 22名(合計68名)
 - ・特別教育(解体)修了 41名(合計41名)
 - ・重機の研修11回、避難所研修3回、救助艇の研修1回
 - ・備蓄品の購入【簡易テント10基、ベッド10台、カレーライスセット300個、毛布20枚】

北栄町地域防災計画の見直しについて

① 震災・風水害等対策編

第3章第8節 P87 避難計画 災害時要配慮者施設一覧表の修正

削除 岡本医院、北条デイサービスセンター

修正 デイサービスセンターだいえい → デイサービスセンターほくえい

追加 COCOKARA だいえい

文言の修正 施設区分小分類 障がい福祉サービス事業所 に統一

第3章第16節 P110 水防計画11. 決壊後の通報並びに決壊後の処理の修正

通報先に国土交通省倉吉河川国道事務所を追加

② 資料編

ア 資料 18 P19 水防用資材の備蓄状況 救助艇(2馬力船外機付)を追加

イ 資料28 P27P28 町除雪路線 見直しによる時点修正

イ 資料 41 P45 町災害用備蓄物資(生活必需物資)備蓄数の時点修正

ウ 資料 48 P49 水道緊急時連絡先一覧 見直しによる時点修正

エ 資料 50 P50 応急仮設住宅建設候補地 町有地六尾 356-12 を削除

オ 資料 55 P51 町内医院(医療機関) 岡本医院を削除

カ 資料 94 P70 協定締結一覧 追加

○令和4年9月1日 (ヤファー株式会社)

・災害に係る情報発信等に関する協定

○令和4年9月1日(社会福法人北栄町社会福祉協議会)

・災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定

○令和5年3月1日(公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団)

・「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業協定

令和5年度 町防災事業（取組予定）について

1 訓練

(1) 町総合防災訓練

9月3日（日） 北条農村環境改善センターをメイン会場として実施

- ア 災害対策本部設置訓練
- イ 自治会との避難情報連携訓練
- ウ 防災講演会 テーマは未定（地震・風水害・避難情報等）
- エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- オ 救助訓練 北栄町消防団

2 自主防災組織、自治会への活動支援

(1) 自主防災組織リーダー等研修会

- ・研修対象：自主防災組織代表や自治会長など自治会防災活動のリーダー役
- ・各自治会での防災訓練に取り入れられるような内容とする。図上訓練など。

(2) 個別支援の取組

- ア 自主防災組織化支援
- イ 自治会独自訓練・研修への助言・指導
- ウ 自治会防災マップ、支え愛マップ作成支援

3 防災士の育成

- ・県主催による養成研修会が、毎年11月ごろに開催予定。
- ・12名育成予定。（研修費町負担）

4 備蓄品の購入

- ・予算 1,368,000円
- ・購入品目
アルファーマ（アレルギー対応）、液体ミルク（アレルギー対応）、保存水、避難所用テント、毛布、折り畳みベッドなど

5 防災拠点設置等事業（令和3年度～5年度）

- ・予算 3,000,000円（B&G財団助成）
- ・実施内容
特別教育（整地等）、（解体）の受講支援
（対象者：町職員、町消防団員、消防署職員、防災士等）
ドローン、重機等の操作研修の実施
避難所運営研修

北栄町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号

改正 平成 19 年 12 月 21 日条例第 35 号

平成 21 年 12 月 27 日条例第 39 号

平成 24 年 12 月 25 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北栄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
 - (3) 町を所轄する警察署長 1 人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
 - (5) 教育長 1 人
 - (6) 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

1人

(7) 消防団長 1人

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 3人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（第一期）概要（北栄町）

本事業は、災害発生時の緊急対応・避難所運営に必要な防災倉庫の整備、油圧ショベルやダンプ、救助艇などの機材配備、重機操作研修などの人材育成にかかる費用について、支援を行うとともに、周辺自治体との災害時相互応援協定の締結など支援体制づくりを推進するものです。

●配備機材(ハード事業) 支援金総額 30,000,000円

【必須機材】

- ・防災倉庫 約99.2m²
- ・油圧ショベル 1台
- ・スライドダンプ 1台
- ・救助艇(2馬力) 1台



【任意機材】

- ・赤バイ 2台
- ・水防車 1台
- ・軽トラ 2台
- ・ドローン 2機
- ・避難所用機材
- ・備蓄品
- ・防災用資機材



●人材育成(ソフト事業)

研修支援金 3年間 総額9,000,000円

【令和3年度研修実績】一部抜粋

【令和4年度研修実績】一部抜粋

実施日	研修内容	実施日	研修内容
10月11月12月2月	特別教育(整地等)5回	10月11月	特別教育(解体)5回
11月19日	福祉避難所研修	9月1月	避難所研修3回
12月10日	避難所研修	9月10月	拠点研修(重機)
3月9日	拠点研修(重機)	11月11日	拠点研修(ドローン)
12月1日	拠点研修(ドローン)	11月27日	拠点研修(救助艇)

